

ひょうご障害者福祉計画 評価・検証結果

○：記述内容がおおむね出来ている
 △：記述内容があまり進んでいない部分がある
 ×：記述内容がほとんど進んでいない
 ※：上記以外

分野名	めざすべき理想像	実現したいこと	政策	施策	事業等	ページ番号	ひと	参加	情報	まちなもの	評価	評価	課題	備考	
生活基盤づくり	障害のある人が、支援者とともに自分に必要なサービスを選択できる環境が整備され、充実した生活基盤の上で毎日を過ごすことができる社会	①障害福祉サービスを担う人「財」力を強化し、障害のある人が地域で適切な相談が受けられる体制の構築	相談支援体制の構築と質の高い人材の養成	①障害のある人やその家族等が気軽に相談できる体制を構築し、安心して障害福祉サービス等を受給できる体制を構築します。	相談支援、高次脳機能障害、ピアサポーター、いのちの電話、発達障害者支援センター、若年性認知症生活支援相談センター、ひきこもり相談	P.80 ~81	●			●	○	それぞれの分野毎の相談体制について、窓口の設置や事業所の設置が概ね順調に進んでいる。	基幹相談支援センターや発達障害者支援センター、いのち電話、引きこもり対策などに共通して、相談を受ける人材の不足や質の担保が課題。		
				②障害福祉サービスを支える人材を養成し、障害のある人を地域で支える仕組みを強化します。	サービス管理責任者・相談支援従事者、保育士や児童指導員の質向上、強度行動障害支援者養成		●		●	○	制度的に定められている支援員の養成は、概ね出来ている。	強度行動障害支援者や発達障害サポーター研修等は受講希望が多い。	研修定員や受講要件の拡大で対応中。		
		②障害のある子どもを地域で支え、健やかな成長を叶える支援基盤の確保	子ども・子育て支援を主軸とする障害児支援の充実	①障害のある子どもを支える中核機関を整備し、質の高い支援を実践します。	児童発達支援センター、こども発達支援C、子どもの睡眠と発達医療C、ロボリハC、旧光風病院児童思春期C、重症心身障害児者入所施設	P.82 ~83	●				●	△	医療面ではある程度の支援体制は整いつつあるが、各市町に1カ所の設置が計画で定められている児童発達支援Cや重症心身障害児者を支援する事業所の地域偏在は解消されていない。	地域における人材の不足と重度障害者をケアする際の設備等の経済的負担。	医療的ケア研修の実施や設備補助事業を新設し対応中。
				②障害のある子どもの育みを支援するとともに、子どもを育てる家族の負担を軽減します。	乳幼児検診、相談アセスメント、短期入所、放課後等デイ、保育所等訪問支援、系・中度難聴児、小児筋電義手バンク、在宅重症心身障害児者支援、巡回療育指導、親子のピアカウンセリング、幼稚園・保育所学童の障害児受け入れ、医療型短期入所		●		●	△	各事業とも、着実に事業化若しくは事業の拡大が図られており、徐々にではあるが障害児及びその家族を支援する体制が整いつつある。	医療型短期入所や保育所等訪問支援、在宅の重症心身障害児者に対する訪問看護利用料助成等、全ての市町域において実施されていない事業がある。また、重度障害児を支援する生活介護への医師・看護師の配置については進んでいない。			
		③地域特性を踏まえた質の高いサービスを受給できる環境の実現	障害福祉サービス等の充実	①障害福祉サービスの質的向上を図り、地域特性に応じた質の高いサービスが受けられるようにします。	地域特性に配慮したサービス、福祉サービス利用援助事業、自立支援協議会、障害者の高齢化、補助犬	P.84 ~85	●				●	○	相談支援に関する研修等を実施することで、障害福祉サービスの質の向上についてはある程度担保出来ている。	—	
				②医療費等の助成や支給を通じ、障害特性に応じた適切な支援が受けられるようにします。	自立支援医療費、重度障害医療費助成、特別障害者手当、在宅の重症心身障害児者支援					●	○	○	規定の制度や事業スキームに基づき、適切な支援を受けることが出来ている。	—	
	③障害のある人やその家族の高齢化に対する支援体制を整えます。			高齢化に伴う連携強化、障害者に対応可能な特別養護老人ホーム、介護職員の養成、通所事業所のサービス強化、成年後見制度、市民後見人、レスパイトケア、心身障害者扶養共済制度				●		●	△	○	障害福祉サービスの送迎サービスが充実されたり、成年後見制度の利用支援事業が全市町で実施される一方、老人ホームの整備や共生型サービス事業所は進んでいない。	障害特性を理解した(介護を行う)法人が参入してこないことや介護支援専門員と相談支援専門員の連携が不十分などがある。また、市民後見人に関する啓発についても十分ではない。	
	④障害のある女性が職場や家庭・地域で安心して生活できるようにします。			同性介助、相談支援、出産・育児の際の支援、虐待や犯罪の防止、避難所、DVシェルター、ピアサポート、就労支援							○	○	研修等により、同性介助の徹底を図ったり、女性特有の相談等への対応方法などを教示している。虐待や避難所、就労支援などでも、多くの課題のうちの一つとして啓発等を行っている。	多くの課題を抱える障害者施策において、性別という切り口は横串の一つとして扱われるべきで、個別テーマとしてはそぐ合わないのではないか。	
	④障害特性に応じた重層的な保健・医療が提供できる基盤の整備	保健・医療体制の充実	①障害特性等を十分に理解できる医療・看護人材を養成し、適切な医療サービスを提供できる体制を整備します。	障害特性を理解した医師・看護師・保健師、在宅医療のための認定看護師、かかりつけ医と精神科医の連携、音楽療法士	P.86 ~87					●	○	医師等に対する障害特性を理解させる研修の実施や、認定看護師・音楽療法士の養成については順調に実施している。	人材の養成を行ってはいるが、認定看護師や音楽療法士などはそもそも有資格者が少ない為、需要に対応出来ない。		
			②精神科医療を充実し、急性期治療後の円滑な社会復帰・退院を促進する体制を構築します。	精神科救急医療体制、初期救急体制、指定入院医療機関の必要性、アルコール依存症対策					●	○	○	精神科救急医療体制や初期救急体制、アルコール依存症対策については概ね整備出来ているが、指定入院医療機関については未整備。	指定入院医療機関がないことから、一部で円滑な地域移行・地域定着に支障が出ている。	指定入院医療機関とは、触法精神障害者に対する心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(医療観察法)による入院処遇を担当させるため、厚生労働大臣が指定した医療機関である(同法2条4項)。	
			③急性期・回復期・維持期にわたる適切なリハビリテーションを受診できる仕組みを運営します。	地域リハビリテーションシステム、県東部リハ、ロボットリハビリテーション				●		○	○	県東部リハの開設やロボットリハビリテーションの普及については順調に進んでいるが、地域リハビリテーションシステムの推進については一部市町で遅れている。	地域リハビリテーションについては、多分野の連携会議が未開催である市町があることやリハビリ専門職の不足が課題としてあげられる。		
			④障害の原因となる疾病等の予防を促進し、適切な治療を行います。	救命救急センター、周産期母子医療C、精神疾患対策、先天性代謝異常等検査、療育相談、生活習慣病予防						●	○	○	それぞれの医療体制や検査体制については概ね整備されている。	救命救急Cや周産期母子医療C、精神疾患対策に見られるように、一部の圏域で未整備となっているものがあり、地域資源に偏りが見られる。	
⑤難治性疾患患者が安心して地域で暮らすことのできる支援体制の整備	難治性疾患患者に対する総合的な支援体制の強化	①難治性疾患患者の生活や就労に向けた総合的な支援を実施し、地域で適切なサポート(支援)を受けながら生活できる体制を整備します。	難病相談センター、医療費助成、入院受入病院の確保、在宅療養支援体制、ホームヘルパーの養成、難病患者就職サポーターによる総合相談	P.88					●	○	難病相談センターをはじめ、相談体制や医療費助成、人材育成などについては概ね順調。	—			
⑥罪を犯した障害のある人を早期段階から支え、必要とする福祉的支援のもとで社会復帰ができる生活支援体制の実現	司法手続き等における配慮	①障害のある人が被疑者・被告人となった場合等の権利を保障するとともに、社会復帰に向けた円滑な支援を実施します。	触法障害者等の支援、取り調べ時の障害特性理解、地域生活定着支援C、社会復帰プログラム、保護観察者等の就労支援	P.89		●				○	地域生活定着支援センターの支援対象者数が大幅に増加(5年で1.8倍)しており、支援対象は広がっている。取り調べを行う職員等に対する研修も継続して実施している。	地域定着支援センターが出所する障害者を支援するために、事前に市町などから個人情報を集めようとする際に、個人情報保護法により情報の取得が困難となっている。	法務省へは要望中		

ひょうご障害者福祉計画 評価・検証結果

○:記述内容がおおむね出来ている
 △:記述内容があまり進んでいない部分がある
 ×:記述内容がほとんど進んでいない
 ※:上記以外

分野名	めざすべき理想像	実現したいこと	政策	施策	事業等	ページ番号	ひと	参加	情報	まち・もの	評価	課題	備考	
教育・社会参加分野	障害のある人が年齢や能力・特性に応じた十分な教育を受け、自分が興味を持つ地域活動に進んで参加することができる社会	①インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実	一人一人の多様な教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実	①多様な学びの場における指導を充実させます。	授業のユニバーサル化モデル研究、通級指導担当教員の配置、高校における要支援生徒、ICTを活用した指導方法、体系的なキャリア教育・就労支援、特別支援学校と高校等との交流、高校内への特別支援学校分教室の設置	P.93	●				○	授業のユニバーサル化や系統的なキャリア教育・就労支援については、研究成果をまとめたハンドブック等を各校に配置するとともに、高校での要支援生徒への支援の推進やICTを活用した指導方法についてもモデル校などを決め、その結果を共有することで施策の推進を図っている。	小中学校の通級指導担当教員は、年々配置数を増やしているが基礎数化などの制度面での遅滞がある。また、高校内への特別支援学校分教室の設置については、そこで行われる職業自立や社会参加等の教育内容の展開も含めて検討を続けている。	
				②特別支援学校のセンター(中核)的機能を強化し、学校間の連携を推進して地域における支援体制を強化します。	効果的な教育資源の組み合わせのモデル研究、特別支援学校を核としたネットワーク構築、各特別支援学校の役割分担						○	県内各地域で、特別支援学校ネットワーク連絡会議を開催したり、各特別支援学校のセンター的機能を効果的に発揮するための「支援マップ」毎年更新している。	地域の学校園からの特別支援学校への相談件数は増加しているものの、学校園自らがチームとして課題を解決していく力を高めることに活かされていない。	
		②早期からの幼児児童生徒を支えるライフステージ(入学・卒業・就職等人生の節目)に応じた適切な指導と継続的な相談・支援の充実	教育支援体制の強化	①教職員の指導力を向上させ、特別支援教育に関する専門性を高めます。	教員への特性理解を目的とした研修、合理的配慮の充実、特別支援教育CIによる研修の充実、大学等への長期派遣研修、好事例やノウハウの蓄積、特別支援学校教諭免許状保有率の向上、高校の用配慮生徒への支援ノウハウの向上、企業等が参画した授業検討会	P.94 ~95	●					○	研修等を踏まえた教職員の質の向上などについては、継続的な取組を行っており、好事例やノウハウの蓄積についてもリーフレットの配布などによるモデル校の成果を共有している。	研修等を終えた人材の有効活用やノウハウの浸透については課題が残る。また、企業等が参画した授業検討会などは学校間で取組状況に差異がある。
					②就学前から卒業までを見通した一貫した相談支援体制を構築し、社会へのはばたきを支援します。							就学前からの教育相談、特別支援教育コーディネーターによる多分野連携による相談体制の充実、特別な支援が必要な児童等の相談支援、長期的視野に基づく進路相談、教育支援計画等による継続支援、就職率の向上、就職後のフォローアップ、就労意識の醸成、就職における自己課題の発見、生涯学習につながる特別支援教育、専門機関による特別支援学校等への出前講座、特別支援学校と就ボツとの連携強化	○	様々な相談支援体制や窓口については、特別支援教育推進員や特別支援教育コーディネーターの配置等により概ね整備されている。就労など卒業後の暮らしにつながる特別な支援も、関係機関と連携しながら実施出来ている。
		③障害のある児童生徒が安心して学習できる教育環境の整備	教育環境整備の推進	①地域の実情に応じた特別支援学校等の整備を進めます。	児童生徒数の増加が見込まれる地区での特別支援学校の整備、神戸市東部・阪神地域における分教室の設置、但馬地域への対応、スクールバスの整備、放デイへの送迎体制	P.96	●					○	人口集中地域や過疎地域における特別支援教育体制の整備は、新設校(分校)の設置で対応できており、スクールバスの整備についても児童生徒数に応じて対応出来ている。	高校内への特別支援学校分教室の設置については、そこで行われる職業自立や社会参加等の教育内容の展開も含めて検討を続けている。
					②学校施設の耐震化やバリアフリー化改修等により、障害のある児童生徒が安心して学習するための基礎的環境を整備します。							特別支援学校などの耐震化、エレベーターや洋式トイレ等の整備、ICTの導入	※	施設整備等については、整備計画に基づき行っており、学習用ノートパソコンについても必要数を整備している。
	④障害のある人の交流活動を促進し、芸術文化やスポーツ、ツーリズム(観光行動)を満喫できる支援体制の構築	芸術文化・スポーツ活動の支援	①障害のある人の芸術文化活動を支援し、創作活動を通じてアーティスト(芸術家)として輝くことができる社会を実現します。	トップアーティスト志向層と芸術文化活動参加志向層に対応したピラミッド(階層構造)型支援、芸術文化活動の発表の場、美術館等のバリアフリー化、芸術文化活動機会の提供、練習場や作業場の確保、障害者による商品デザイン提案機会等の提供、指導者やボランティアスタッフの発掘・養成、理解促進	P.97 ~98	●					○	芸術文化活動の発表の場の確保やバリアフリー化、機会の提供等については概ね出来ている。また、指導者やボランティアの確保、県民の障害者にかかる芸術文化活動に対する理解などについてもある程度進んでいるものと考えられる。	障害者の芸術活動におけるピラミッド型の支援や、企業等への商品デザイン提案機会等の提供はできていない。また、障害者芸術作品の常設の設置場所を確保し、その情報を提供することなどにも課題が残る。	
				②障害者スポーツの振興を通じて、障害のある人とともにスポーツを楽しむことができる環境をつくります。							トップアスリート志向層とスポーツ参加志向層に対応したピラミッド(階層構造)型の支援、スポーツ拠点の全県展開、競技場等のバリアフリー化、全国障害者スポーツ大会等への選手派遣、のじぎくスポーツ大会等の開催、パラスポーツの振興、指導員の養成等、スポーツ実施機会の提供、スポーツの場としての特別支援学校等の活用	○	多くの項目について、計画策定前の数値(参加者数や開催回数)を上回っているが、社会福祉協議会等障害者スポーツに取り組む職員等に対する講習会や新規スポーツプログラム(計画)の開発については出来ていない。	総論としては、東京パラリンピック後の強化支援や指導者育成の継続、スポーツ交流館の手狭感などが課題としてあげられる。
		国際交流・ユニバーサルツーリズムの推進	①県内に住む障害のある外国人や海外からの障害のある観光客等に対するおもてなしの心を通じ、国際交流を促進します。	障害分野における国際協力や国際交流の促進、外国語が話すことが出来る支援ボランティアの養成、無年金外国籍障害者福祉給付金の支給	P.98	●					○	ISPO2019やワールドマスターズゲームズの開催など国際交流を図るイベントなどの開催や福祉給付金の給付などについては実施できたが、ボランティアの養成については出来ていない。	-	
				②障害のある人やその家族が気兼ねなく参加できるユニバーサルツーリズムを推進します。							「みんなの声かけ運動応援協定」の締結、障害者やその家族を対象としたツアー造成、観光ガイドブックなどのバリアフリー情報の発信	○	みんなの声かけ運動や観光ガイドブック等における県内施設のバリアフリー情報等の発信については、民間団体等と連携し出来ているが、ツアー造成については進んでいない。	-

ひょうご障害者福祉計画 評価・検証結果

○:記述内容がおおむね出来ている
 △:記述内容があまり進んでいない部分がある
 ×:記述内容がほとんど進んでいない
 ※:上記以外

資料3-3

分野名	めざすべき理想像	実現したいこと	政策	施策	事業等	ページ番号	ひと	参加	情報	まちもの	評価	評価	課題	備考
しごと支援分野	障害のある人が、適性や能力に応じた職業や多様な働き方が多様な働き方のもとで、意欲を持って生き生きと働くことができる社会	①障害特性や能力に応じた多様な働き方が可能な就業環境の実現と自己選択可能性の確保	障害のある人を取り巻く労働環境の向上	①障害特性や能力に応じて短時間労働やフルタイム(常勤)、在宅就業等多様な働き方を自分で選択できるようにします。	柔軟な就業体制の構築、精神・発達障害者等の就業環境拡大への支援、在宅での就業環境の確立、テレワークの推進、就ボツの相談支援機能強化、安定的な就業環境	P.102		●			○	トライアル雇用やガイドブックの作成などを通して障害者の就業環境の充実を図るとともに、就ボツや障害者職業センター、労働局等多くの支援主体が連携することで、障害者就労のより一層の促進に取り組んでいる。	障害特性の理解や雇用環境が不十分な企業、障害者雇用を実施しない企業の存在や、障害の存在を公にしている方への支援・介入の困難さなどが課題。	
				②障害の有無を問わず、誰もが対等な条件のもとで働くことができる雇用環境を実現します。	差別的取扱の禁止徹底、合理的配慮の導入促進、オープンな対話環境の実現、苦情・紛争解決手段の確保、労働条件の遵守、職場復帰支援の充実							○	企業の法に対する理解度の低さや合理的配慮以上のものを求める障害者の存在、虐待通報の正確性や監査指導的正確性の向上。	
		②障害のある人が適性に応じて能力を發揮し、意欲を持って働ける一般就労の場の拡大	一般就労の拡大	①障害者雇用を促進するための普及啓発、活動を実践し、社会保障の担い手の一員たる労働者として、障害のある人の一般就労を進めます。	関係機関(労働局等)と連携した普及啓発、優良事業所や勤労障害者に対する顕彰、ダイバーシティ経営の啓発、雇用納付金制度の活用、先進的取組の広報、特定求職者雇用開発助成金制度等の活用、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金等の活用、精神障害者雇用トータルサポーター等による総合相談、視覚障害者の雇用拡大、公的機関の障害者雇用拡大	P.103 ~ 104	●		○	障害者雇用促進セミナーを開催することや優良事業所等を顕彰することで、障害者雇用の意識向上を図るとともに、様々な助成金等を同セミナーなどで紹介し活用するなど、金銭的支援も同時に行っている。しかし、ダイバーシティ経営の紹介など先進的事例の啓発については出来ていない部分もある。また、障害者雇用率という面では、一部の組織が法定雇用率を大きく下回っている。	啓発面では先進事例の照会より、事業者(主に中小企業)が直面している“仕事の切り出し”に苦慮していることから、それらの対応方法を主にセミナー等で啓発している。また、障害者雇用率については、大幅に下回っている組織は雇用者数が絶対的に足りないことから、より一層の雇用促進が課題。			
				②障害のある人が一般就労できる雇用の受け皿を拡大し、自らの能力を最大限発揮できる環境をつくります。	企業従業員向け研修等を通じた就業環境づくり、事業協同組合等算定特例の活用・運営、特例子会社の設立・運営の支援、キャリアアップ制度や職域拡大の推進、障害者初回雇用奨励金の活用、農福連携、公的機関の優先発注、庁内清掃等を活用した就労機会の提供、入札参加資格者格付け等の技術・社会貢献評価制度における障害者雇用の状況等の評価					○	キャリアアップや職域の拡大より、障害者雇用の枠を拡大することが急の課題と考えている。また、農福連携については、農業者や福祉事業所ともに、連携に対する取り組み方が周知されていない面がある。			
				③障害のある人の能力開発を支援し、一般就労に向けたステップ(段階)を整えます。	職場適応訓練や社会適応訓練、就ボツを活用した職場実習機会の拡大、障害特性等に配慮した訓練の実施、認定資格制度の開発の検討、公的機関でのインターンシップ、就労移行支援事業所の機能強化					△	実習等を経験しないまま就職する方が増えており、雇用後のミスマッチに繋がっているケースが多い。また、職場適応訓練は訓練生への手当てが最低賃金を上回っており、雇用後のモチベーション維持に困難が生じるケースがある。加えて受け入れ企業の開拓も重要。			
				④授産商品の商品力等を向上し、工賃水準を向上させることで福祉的就労従事者のスキルアップ(技能向上)を支援します。	就A等の質的確保、工賃向上、授産商品の高度化・ブランド化、新商品の開発等、インターネットやバザーを活用した販路拡大、一部地域の共同受注窓口の整備、授産商品購入企業の優先的取り扱い、県施設を活用した職場実習や商品展示、就B職員への出前形式講座、中間的就労(一般就労と福祉的就労の間)の場の検討					P.105	●	○	しごと開拓員や技術向上指導員等を配置し、業務受注先の開拓や事業所への指導を行うとともに、有馬温泉サブレなどひょうごブランド商品の開発や受注機能強化促進員の配置などにより、商品販路の拡大等にも努めており、福祉的就労従事者のスキルアップ等に概ね取り組んでいる。	兵庫県内の月額平均工賃が全国平均と比べ低いことや、インターネット販売額の低調さ、更なる販路の開拓、ひょうご障害者ハート購入企業制度の周知等についても課題が残る。
	⑤実際の就業現場に触れ、しごとや作業体験を通じてしごとに対する意識を醸成します。	簡易なしごと体験を通じた就職に関する意識醸成、インターンシップを活用したミスマッチの防止、職場見学等を活用した適性や様々な職種の魅力の発見	○	障害者しごと体験事業等を活用して、就職に関する意識の醸成やミスマッチの防止などに取り組んでいる。										
	④住み慣れた地域で適切な就職相談や職業訓練を受講できる体制の構築	地域における就労支援体制の強化	①住み慣れた地域で生活面を含めた総合的な就職相談等を実施し、地域での自立した生活を実現します。	地域の就労支援の核となる障害者就業・生活支援センターの運営・機能の強化	P.106	●	○	就ボツに就職拡大推進員を設置することやピアサポーターの養成などにより相談機能を充実させるとともに、就ボツ等連絡会議やネットワーク会議などにより他分野との連携を図っている。	支援の担い手が変わるときの引き継ぎ不足や小規模作業所の新サービス体系への移行については課題が残るとともに、精神科病院への出前講座などについてはできていない。					
			②住み慣れた地域で職業能力を把握し、就労に向けた手続きができる仕組みを構築します。	近隣に就労移行支援事業所のない特別支援学校生への適切なアセスメント(評価)、地域での職業評価、普通科等の障害がある生徒の就労支援				△	事業所がない地域の生徒へのアセスメントは、特別支援学校の就労支援の範囲でも一部代替している。また、障害者職業Cの就業支援基礎研修や助言などを活用し、就職を目指す障害者の地域での支援を行っている。	関係機関相互のより一層の連携や就職支援への関心の無さなどが課題。				
			⑤一般就労・福祉的就労の密接な連携による就労移行と加齢等による就労から福祉への円滑な移行の実現	就学時から職場定着までの一貫的な支援				①特別支援学校等におけるキャリア教育の推進により、就職に向けた支援体制を充実します。	特別支援学校等での早期からのキャリア教育、高校に在籍する発達障害などがある生徒の進路支援の強化、認定資格制度等を通じた能力開発	P.107 ~ 108	●	○	キャリア発達段階表の活用や就職支援コーディネーターの設置により、キャリア教育を進めるとともに、2つの認定資格制度を開発するなど概ね支援体制の充実について図れている。	キャリア教育や認定資格制度についてはより一層の充実が待たれ、高校に在籍する発達障害がある生徒の進路支援については進路先情報の集約化が課題。
	②職場定着を支援し、障害のある人が働き続けることができる体制を構築します。	就職後状況の把握、在職者の交流機会の拡充、キャリア形成支援、職場定着支援の強化、ジョブコーチ等の支援能力の向上、軽々豊富なジョブコーチを就ボツに配置、アビリンピック等への参加による就労へのモチベーションの向上及び企業に対する技能披露	△	就ボツに精神・発達障害者等の定着支援担当者を配置したりジョブコーチ養成研修等を開催するなど、定着支援や支援側の能力向上はできているが、交流機会の拡充やキャリア形成の支援などはできていない。	一般就労や福祉的就労をする障害者の人数が増えていることや中小企業のうち障害者雇用が全く進んでいない企業が多いことなどへの対応が優先され、左記2事業のほか経験豊富なジョブコーチを就ボツに配置する事業などは行っていない。									
	③障害のある人が安心して働き、安心してリタイア(一般就労から福祉的就労・地域活動等への移行)できるよう、いつでも地域に帰ることができる社会を実現します。	一般就労から福祉的就労への移行・回帰支援、地域活動参加支援	△	地域活動参加支援については、生きがいしごとサポートセンターを通して支援を行っているが、福祉的就労への回帰についてはできていない。	同上									

ひょうご障害者福祉計画 評価・検証結果

○:記述内容がおおむね出来ている
 △:記述内容があまり進んでいない部分がある
 ×:記述内容がほとんど進んでいない
 ※:上記以外

分野名	めざすべき理想像	実現したいこと	政策	施策	事業等	へん番号	ひと	参加	情報	まちもの	評価	評価	課題	備考
くらし支援分野	障害のある人が自分で選んだ地域・住居等に住み、必要な支援のもとで快適に暮らすことができる生活環境が整備された社会	①多様なニーズや生活設計に合わせたすまいの整備による、障害のある人の生活環境の向上	すまいの確保	①グループホーム等の新規開設や居住環境の改善等により、多様なニーズ(需要)に基づき障害のある人が地域で暮らせる体制を整えます。	自分の意思で居住地・住居形態の選択を行える支援体制、住みやすい住宅改造・増改築や防災設備・緊急通報装置の設置、公営住宅のバリアフリー、住まいに関する相談体制、GHの初年度備品等開設支援、GH家賃補助、障害者支援施設や病院敷地内のGH整備、賃貸住宅情報の提供、保証人事業の支援、保証人等を要しない住宅情報の提供	P.112 ～ 113				●	●	○	ひょうご住まいサポートセンターの設置や住宅改造による助成を行い、持ち家での暮らしの支援をするとともに、公営住宅のバリアフリーやひょうご安心賃貸住宅及びセーフティネット住宅制度により賃貸に関する支援ツールを用意している。またGHの整備等についても、様々な助成・補助制度により概ね支援が出来ている。	ひょうご安心賃貸住宅及びセーフティネット住宅については登録数が伸び悩んでいる。GHの整備については、継続してGHを続けている事業所への支援や家賃補助の予算の肥大化が課題となっている。
				②グループホームや障害者支援施設等で暮らす障害のある人の生活環境を改善し、毎日安心して生活を過ごせる環境を整備します。	入所者の的確なケアマネジメント、多様なGHの整備と入所施設の居住環境の向上、重度障害者に対応する施設職員の支援スキルの向上、重症心身障害児等に特化した施設の検討、施設と地域住民との交流、夜間等警戒活動の推進、ターミナルケア等の後方支援機能の充実、サテライト型GHの活用、公営住宅とGH開設のマッチング、土日等の日中活動支援								入所施設の職員養成については、様々な研修を通してその資質向上を図る一方、重度障害児支援のための運営費補助制度などを設け、支援体制の充実を図っている。また、GHの整備はある程度進んでいるが、課題もある状況。	GHの整備については、コレクティブハウスやサテライト型住居などの多様なGHの整備は出来ていないことや公営住宅とのマッチングにおいても申請者が希望する条件の物件がない場合もある。また、重症心身障害児を支援する通所事業所の運営費補助事業を開始したが、市町や事業者への周知・理解が進んでいない。
	②障害のある人が、必要な支援のもとで地域での暮らしを楽しむことができる環境づくり	地域移行・地域定着の推進	①障害のある人に障害者支援施設や精神科病院で適切なサービスや医療を提供するとともに、円滑な地域移行・地域定着を支援します。	短期入所が可能な施設の拡充、チャレンジホームの運営支援、地域移行・地域定着支援事業所の拡充、北欧型/パーソナルアシスタント等に関する研究・検討、矯正施設退所者に対する重点的支援、地域移行のための連絡調整、地域移行希望者に対する生活訓練やデイケア等の充実	P.114			●		●	○		短期入所や地域移行・地域定着支援を行う一般相談支援事業所などは増えており、精神科病院に入院中の患者に対する生活訓練等のプログラムなどの実施も出来ている。また、圏域での連絡調整のための協議会も設置している。	矯正施設等を退所した障害者の支援を行う地域定着支援では、市町やサービス事業所が支援を断ったり、地域定着支援センターに対応を一任される場合がある。
			①就労が困難な障害のある人等に対し、地域で安心して暮らすことができるよう経済的なバックアップ(後方支援)を提供します。	諸税や公共施設の利用料の減免、年金等の制度周知・団体との意見交換等									P.114	
③ユニバーサルな社会づくりの設計指針に基づき、障害の有無を意識することなく暮らすことができるまちづくりの実現	公共交通・公益的施設等におけるバリアフリー化	①障害のある人が安心して街を往来できるようハード・ソフト整備を充実させます。	乗降客の多い駅等のバリアフリー化、ノンステップバスの導入促進、公益的施設等のバリアフリー化、コミュニケーションボードの設置促進、ゆずりあい駐車場の導入、新たな技術を活用したまちづくりの推進、移動支援や福祉有償運送等の充実	P.115 ～ 116				●	●	○		駅のバリアフリー化率やノンステップバスの導入については着実に実施出来ており、ゆずりあい駐車場の導入やコミュニケーションボードの設置等についても概ね出来ている。	補助金を活用しない単独整備予定駅のバリアフリー化の遅延やノンステップバス導入の一層の加速化などが課題。ゆずりあい駐車場についても増加率の鈍化が見られるほか、コミュニケーションボード(タブレット機器)の老朽化も課題として挙げられる。	
		②障害のある人が暮らしやすいユニバーサルデザインを実践します。	ユニバーサル社会づくり推進地区の整備、ユニバーサルデザインに優れた建築物等の顕彰、福祉のまちづくりに適した施設整備点検、先進事例やバリアフリーの情報発信、ユニバーサル社会づくりの担い手の育成、インターフェイスや機器等の開発、福祉のまちづくりにかかる調査研究、最先端福祉機器の情報発信、福祉のまちづくりに関するネットワーク機能の強化									●	●	●
④視覚・聴覚障害のある人等がICT(情報通信機器)等を活用して様々な情報にアクセス(到達)し、必要に応じて支援を受けながら自らの意思を伝達できる環境の整備	情報アクセシビリティ(利用しやすさ)の確保	①障害のある人が容易に行政情報等にアクセス(到達)するための環境を整備します。	配慮設計指針に準拠したウェブコンテンツの作成・情報発信、読み上げソフトを活用したウェブ情報、多様な情報端末を活用したバリアフリー情報の提供、情報モラルの向上、字幕入映像等の貸し出し、点字刊行物や録音図書の貸し出し、行政情報提供の電子化、オープンデータを活用した生活支援情報等の提供	P.117 ～ 118				●		○		ウェブコンテンツの環境整備や字幕入映像、点字刊行物等の貸し出し、行政情報提供の電子化等は概ね順調に取り組むことが出来ているが、オープンデータを活用した生活支援情報等の提供は出来ていない。	職員のアクセシビリティに対する意識の更なる向上やICT技術の発展に伴う字幕入映像作品、録音図書等の充実が課題。	
		①障害のある人が自分の意思を伝え、必要なコミュニケーションを実践できる環境を整備します。	手話通訳者の派遣や点訳・音声訳等の実施、手話通訳者等の養成、発声訓練指導者の養成、手話講座の開催、福祉学習の推進、ICTを活用したコミュニケーション支援、コミュニケーション支援を行うソーシャル・ビジネス等に対する支援、イベントでの手話通訳や要約筆記の配置、障害のある人のコミュニケーションの活性化、字幕放送等の普及、選挙時の投票支援や投票所のバリアフリー化、支援施設や精神科病院等の不在者投票の適切実施									●	●	○

ひょうご障害者福祉計画 評価・検証結果

○:記述内容がおおむね出来ている
 △:記述内容があまり進んでいない部分がある
 ×:記述内容がほとんど進んでいない
 ※:上記以外

分野名	めざすべき理想像	実現したいこと	政策	施策	事業等	ページ番号	ひと	参加	情報	まち・もの	評価	評価	課題	備考
安全安心分野	障害のある人が、基本的人権を享有する個人として人格や個性、選択の機会が尊重され、安全安心で、差別のない環境を享受できる社会	①全ての人が障害のある人の権利や多様性を尊重し、差別の解消を通じて相互の信頼が確立された住みよい社会の構築	障害のある人に対する差別解消	①障害者差別解消法の主旨に基づき、障害の有無を問わず、差別のない誰もが暮らしやすい社会を構築します。	差別解消法の円滑な施行・情報交換等の実施、事例蓄積と差別解消のための啓発、県職員行動指針等の率先行動、差別解消のための相談体制の充実、ダイバーシティ経営の推進、教育段階での障害に対する理解促進、障害者週間や雇用支援月間等の啓発	P.122～123	●	●			○	差別解消のための様々な取組については、ガイドブックなどを活用した啓発以外には概ね出来ている。企業や児童生徒に対する働きかけについても継続的に取り組んでいる。	障害者差別において、簡素化されたガイドブックの配布はかえって障害者差別に関する誤った知識を与える危険性があることや差別解消相談支援センターの相談件数が減少傾向にあることが課題。	
				①障害のある人の権利を守り、互いに尊重できる生活環境を整備します。	障害者権利擁護センターの運営、人権に関する県民運動、みんなの声かけ運動、(社会教育としての)福祉教育の実施、マークの普及による座席等のゆずりあいの推進、虐待防止等の研修開催、虐待防止の定期巡回、成年後見制度の活用促進、市民後見人や法人後見人の活用推進		●	●			△	様々なイベントや講座を通じた人権・福祉教育を進めるとともに、ヘルプマークの普及や声かけ運動の推進など県民意識の向上にも取り組んでいる。ただ、虐待防止の面でアドバイザーの定期巡回は行っていない。	成年後見制度の利用促進にかかる主たる実施主体者は市町であることや、虐待にかかる定期巡回を行う人材を発掘・育成することが課題。	
	②防災対策を進め、障害のある人が安心して暮らせるまちづくりの推進	防災対策の推進	①障害のある人が安心して暮らすことができる災害に強い地域をつくります。	福祉施設や学校等の耐震化、災害に強い設計・工事監理、自主防災組織の活性化等、災害時等の支援体制構築、災害時要援護者に対する定期的な声かけや安否確認、避難訓練の強化、医療的ケアが必要な方への近隣府県医療機関等との支援ネットワーク、災害時用生活用品の備蓄、障害種別に配慮した被災時の支援体制、避難所等における女性障害者への配慮、災害時の避難経路の確保	P.124～125			●	●	※	全体的に障害者に特化した事業としては実施していないものが多く、また、市町が主体となって取り組むべきものが多いが、合同防災訓練を実施したり、避難所管理運営指針や運営・訓練マニュアルを作成し、市町を側面支援している。	「評価」でも触れたが、実施主体が市町であることが多いことから、県で作成している指針やマニュアル等の啓発・浸透が課題と言える。		
			②災害が発生した時に障害者に避難情報等を確実に伝えます。	ファクスやメール等を活用した緊急情報の提供、防災知識を有する通訳者等の確保、避難行動要支援者名簿等と活用した避難支援体制整備、緊急通報装置の設置促進、福祉仮設住宅の設置、福祉施設の福祉避難所としての活用、情報の電子化やGIS化による支援体制の効率化、防災カード等の活用、緊急時の一時入所のための施設相互間の連絡調整、クラウドサービス等を活用した医療情報や障害特性等の引き継ぎ、介護区腎症会社のための通訳ボランティアの育成			●	●	※	全体的に障害者に特化した事業としては実施していないものが多く、また、市町が主体となって取り組むべきものが多いが、県としても患者の診療・生体情報等を他職種間で共有できる新たなシステムを導入するなどに取り組んでいる。				
	③地域の防犯ネットワーク(連携)を強化し、障害のある人が安心して毎日を暮らせる防犯体制の構築	防犯対策の推進	①様々なコミュニケーション手段を通じて防犯情報を障害のある人に確実に伝えます。	複数のコミュニケーション手段を活用した防犯情報の提供、警察職員への手話教養の実施、警察やまちづくり防犯グループ等との連携を通じた防犯情報の提供	P.126			●			○	防犯情報の提供については、県警からHPやSNS、メール等を活用した情報発信が行われているとともに、防犯グループの活動事例集が発行されている。また警察職員に対する手話講習も開催されている。	防犯情報を提供する形として、如何に防犯活動に活かされる、または活かされやすい形で提供できているかが課題。	
			②支援者団体や行政等関係機関の連携を強化し、障害のある人が安全に暮らせる環境を確保します。	民生委員等による見守り、地域安全まちづくり推進員の活性化、異変をキャッチするノウハウの蓄積、地域見守りネットワーク応援協定の推進		●					○	安全に暮らせる環境のために、民生委員をはじめ、安全なまちづくり活動や地域見守りネットワーク応援協定などに取り組んでいる。	それぞれの活動の担い手ややり手の確保が課題となっている。	
			③消費トラブル(被害)や詐欺被害等の防止・救済手段を確保し、障害のある人の暮らしを支えます。	福祉事務所や消費生活センター・民生委員等との連携体制、サイバー犯罪防止のための広報消費生活にかかる相談体制、消費者被害の防止のための広報、特別支援学校等における消費者教育		●					○	消費生活関係機関の集まる連絡会議や消費生活相談員等のスキルアップ研修、啓発チラシの作成などに取り組んでおり、教育においては専門機関からの出前講座等を行っている。	様々な消費者トラブルの事例や見守りの注意点などの情報収集と関係機関間での共有について課題と捉えている。また、2022年から成年年齢が引き下げられることに伴う若年者の消費者トラブルが懸念される。	
	④阪神・淡路大震災の経験と教訓を生かした被災した障害のある人に対する支援やこころのケアの強化	災害等被災地への支援	①被災地に向き、被災した障害のある人に対する支援や被災者のこころのケアを実践します。	被災した障害者に対する効果的な支援、被災地での心身にかかる相談、こころのケアイベント・会議の開催、ひょうごDPATによる災害時精神科医療体制の確立、阪神・淡路大震災の被災障害者の相談窓口	P.127				●		○	こころのケア等については、DPAT登録チームの拡大やDPAT運営委員会の開催、シンポジウムの実施などに取り組んでいる。また、阪神・淡路大震災の被災障害者の相談はこころのケアセンターで受け付けている。	DPAT隊員のスキルアップや被災地に派遣するスクールカウンセラーの確保が課題。	
			②高度な技術を駆使したこころのケアにより、被災者の精神的安定を図ります。	園芸療法士等の派遣、教職員や保健師等支援者に対するこころのケア技術の伝授、研究機関との連携による新たな支援技術の開発					●		○	東日本大震災被災地に園芸療法士を派遣したり、こころのケアセンターにおいてケア技術向上研修を開催することに取り組んでいる。	ケア技術の伝授について、支援者の世代交代や防災に備えた研修の継続的開催が課題。	